

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について等 の一部改正について

平成28年11月15日
経済産業省
商務流通保安グループ
ガス安全室

1. 制定の背景

- ◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）に定める液化石油ガス販売事業は、保安の観点からガス事業法（昭和29年法律第51号）における簡易ガス事業などと一定の類似性を有している。例えば、ボンベやバルク貯槽等の供給設備、瞬間湯沸器といった燃焼器等の中には、同一仕様の設備・機器を使用している場合が多い。しかし、両法においては、保安の確保に関する制度体系が異なることから、技術基準等の保安規制の面において様々な相違点が存在する。
- ◇今般、電力・ガスシステム改革によって、電気事業・ガス事業の小売全面自由化が行われる予定であり、エネルギー事業者間の垣根が一層低くなり、既存のエネルギー企業が様々なエネルギー供給サービスを行う「総合エネルギー企業」へと発展することが期待されている。そのため、今後は、液化石油ガス販売事業とガス事業の相互参入・競争も想定されることから、技術基準等の保安規制のうち、技術的に同等の評価が可能なものに関しては、可能な限り整合化を図ることが重要である。
- ◇産業構造審議会の液化石油ガス小委員会において、液化石油ガス法とガス事業法との「保安規制の整合化」について了承が得られたことを踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「液化石油ガス法施行規則」という。）の一部を改正する省令を公布したところ。そこで、当該省令改正にあわせて、以下の通達について所要の改正を行うこととする。

- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について（20140901 商局第3号。以下「法運用通達」という。）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20140901 商局第3号。以下「規則運用通達」という。）
- ・ 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20130208 商局第3号。以下「保安機関通達」という。）

2. 主な内容

(1) 法運用通達の一部改正について（周知の際の留意点（第 27 条関係））

(i) 改正の必要性

- ◇液化石油ガス法では、液化石油ガス販売事業者に対し、「液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項」を一般消費者等に周知させる義務を課している（液化石油ガス法第 27 条第 1 項第 3 号）。現行制度では、具体的な周知の方法について、液化石油ガス法施行規則第 38 条において「書面による配布」と規定しているため、周知書面を手交や郵送によって実施している。
- ◇今般、液化石油ガス法施行規則の一部改正により、同規則第 38 条も改正し、情報通信技術を利用した周知事項の提供を可能とすることを予定している（改正後の液化石油ガス法施行規則第 38 条の 3 及び第 38 条の 4 関係）。
- ◇このため、現在、周知の詳細について規定している規則運用通達において、書面配布を前提とした規定について、所要の改正を行う必要がある。

(ii) 具体的な改正内容

- ◇規則運用通達第 38 条関係 2. では、書面の「配布」の際の留意点として、「手交」まで要求するものではないものの、災害発生防止に関し必要な事項を周知させる観点から、できるだけ一般消費者等に直接「手交」するよう、行政庁から保安機関に指導することとしている。
- ◇今般、情報通信技術を利用した周知事項の提供を可能とした場合には、「手交」することは困難となる。
- ◇そこで、本規定の趣旨は、周知事項を一般消費者等に理解させることにあることを踏まえ、今後は、周知手法にかかわらず、できるだけ一般消費者等に対し「内容を理解できるよう説明する」よう指導することとする。
- ◇なお、当該内容は、書面の「配布」だけに限定するものではなく、周知全般に関することであることから、法運用通達に規定することとする。

(2) 規則運用通達の一部改正について

①周知内容について（第 27 条関係）

(i) 改正の必要性

- ◇周知については、(1) (i) で述べたとおり、情報通信技術を利用した周知事項の提供を可能とすることを予定している。
- ◇現行の規則運用通達第 27 条関係では、周知の内容について規定しているが、同条関係 1. の表下欄 (1) では、三又に関して、一般消費者等が三又を知らない場合には、現場訪問を前提として、「現物を呈示」することとしている。
- ◇また、同条関係 2. では、周知すべき事項を記載する書面について、周知事項に加えて、「ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置等の普及促進のための PR、リース制度の紹介等」の消費設備の事故防止対策に係る事項について、併せて記載し、周知することとしている。
- ◇しかしながら、ヒューズガス栓、自動ガス遮断装置については、それぞれ液化石油ガス法施行規則第 44 条第 1 号ヲ、第 18 条第 22 号によって既に液化石油ガス販売事業者に対して義務化していることから、不適当な内容となっている。

(ii) 具体的な改正内容

- ◇当該規定の趣旨は、三又を知らない一般消費者等に対し、そのイメージを持ってもらうことにある。
- ◇この点、三又のイラストや写真を呈示することによっても、①その趣旨を全うすることは可能であり、②現物を持ち込む必要がなくなり、事業者負担が軽減されることから、「図画又は写真」を呈示する方法も加えて、一般消費者等に三又の認識を持たせることとする。
- ◇また、ガス漏れ警報器や不完全燃焼警報器の設置、集中監視システムの導入について、普及を促進することが保安水準の向上にとって有効であることから、周知の際には、法令で定める事項とともに、当該普及促進を併せて通知するよう、指導することとする。

②周知方法について（第 38 条の 2 及び第 38 条の 3 関係）

(i) 改正の必要性

- ◇現行の規則運用通達第 38 条関係では、周知の手法の詳細を規定している。今般の省令改正により、液化石油ガス法施行規則において条ズレが発生したことから、それに併せて所要の改正を行う必要がある。

(ii) 具体的な改正内容

- ◇今般の省令改正後は、書面配布にあつては液化石油ガス法施行規則第 38 条の 2 に、情報通信技術を利用した周知事項の提供にあつては同規則第 38 条の 3 に、それぞれ規定することから、規則運用通達についても「第 38 条の 2 及び第 38 条の 3 関係」とする。
- ◇さらに、業務用施設における一般消費者等とそれ以外の一般消費者等とに区分した周知に関する規定は、書面を前提とした規定ぶりとしていることから、情報通信技術を利用した周知事項の提供を含むあたりで規定ぶりを整理する。
- ◇なお、保安機関が大規模料理飲食店等に対して作成する「LPガス安全管理マニュアル」については、冊子のかたちで保持し、多数の従業員が同時に閲覧できるようにしておく必要があることから、引き続き大規模料理飲食店等に対して、「手交」することまで求めることとする。

(3) 保安機関通達の一部改正について（「保安業務規程（例）」（別添関係）

(i) 改正の必要性

- ◇液化石油ガス法施行規則第 39 条第 2 項第 5 号では、保安業務規程の記載事項として、「保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法」を規定している。
- ◇今般の液化石油ガス法施行規則の一部改正により、情報通信技術を利用した周知事項の提供を可能とすることを予定しているが、当該手法により周知を実施しようとする保安機関は、保安業務規程を変更し、経済産業大臣又は都道府県知事の認可を申請する必要が生じる。
- ◇現在、保安機関通達の別添において、「保安業務規程（例）」を示しており、各保安機関は、当該内容を参考に、自らの保安業務規程を作成しているところ、「保安業務規定（例）」についても、情報通信技術を利用した周知事項に対応した内容にするべく、所要の改正を行う必要がある。

(ii) 具体的な改正内容

◇「保安業務規程（例）」は、例3において周知の詳細を規定していることから、情報通信技術を利用した周知事項の提供を行う場合の記載例を追加する。

4. 今後のスケジュール

公布日 平成28年12月中（予定）

施行日 改正法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年4月1日予定）